

兵庫県のディーゼル自動車等運行規制条例による排出ガス規制 <今お使いの車で、兵庫県の規制地域で運行、流入する車への運行規制>

兵庫県のディーゼル車等運行規制条例は、自動車NOxPM法の排出基準を満たさない規制対象ディーゼル車について、規制対象地域内の運行を規制しています。規制対象地域内の登録自動車だけでなく、流入する車も運行できません。平成16年10月から運行規制が実施されていますが、初度登録から起算して、自動車NOxPM法の猶予期間プラス1年の猶予期間が設けられています。

兵庫県ディーゼル自動車等運行規制条例のまとめと対応方法

対象車種	排出ガス規制		規制内容	猶予期間	規制への対応方法
	適合規制の区分	識別記号			
今お使いの 車両総重量8トン以上の普通トラック (特種自動車も対象ですが、クレーン車、クレーン用台車、レッカー車、高所作業車など主として作業に使用するものは適用除外車両とされています)	昭和58年規制以前	K-,N-,P-等	KC-車までの車で初度登録から右欄の猶予期間を経過した車は、兵庫県の規制地域内を運行できません。 NOx・PM法の排出基準に適合していますので、運行規制は受けません。	車両総重量8t以上の普通トラックの猶予期間は初度登録から10年 ただし、緩和措置がありますので、お客様の車については、下記猶予期間	猶予期間を超える規制対象車は、原則として買換えていただく必要があります。買換え支援制度があります。
	平成元年規制	U-			
	平成2年規制	W-			
	平成6年規制	KC-			
	平成10年規制	KK-			
	平成11年規制	KL-			
	平成15年規制	KR- 他			
平成16年規制	KS- 他				
	平成17年規制	PDG- 他			

猶予期間

対象車種	初度登録年月日	使用可能最終日
車両総重量8トン以上の普通トラック	平成元年9月30日まで	平成16年9月30日以降の検査証の有効期間満了日
	平成元年10月1日～平成5年9月30日	平成17年9月30日以降の検査証の有効期間満了日
	平成5年10月1日～平成8年9月30日	平成18年9月30日以降の検査証の有効期間満了日
	平成8年10月1日～平成15年12月31日	初度登録日から起算して10年間の末日に当たる日以降の検査証の有効期間満了日

規制地域

神戸市灘区、同東灘区、尼崎市、西宮市(北部を除く)、芦屋市、伊丹市が対象。ただし、次の規制除外地域、規制除外路線があります。

<規制除外地域>

工業専用地域、臨港地区

<規制除外地域>

阪神高速道路5号湾岸線、ハーバーハイウェイ、中国自動車道及び国道176号(伊丹市内の1.4kmにわたる中国自動車道との併走区間)等